

公認スキー指導者検定規程

(公認スキー指導者検定の種類)

第1条 公認スキー指導者検定は、次の各号に掲げる3種類とする。

(1) スキー指導員検定

(2) スキー準指導員検定

(3) インターナショナルスキーインストラクター検定

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

I スキー指導員検定

(スキー指導員検定)

第3条 スキー指導員検定(以下「指導員検定会」という。)について、次のとおり定める。

(実施)

第4条 指導員検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

(周知)

第5条 指導員検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第6条 指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者

(2) 主任検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部部長が委嘱した者

(3) 検定員は、スキーA級検定員資格が有効な本連盟のスキー専門委員・スキー技術員の中から選任し、本連盟教育本部部長が委嘱した者

(4) 検定員は、スキーA級検定員3名以上で構成する

(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める

(会期)

第7条 指導員検定会の会期は、3日間を原則とし、同期日に行う。諸事情により、会期を変更することができる。

(会場・回数)

第8条 指導員検定会の会場は、5会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。

(検定基準・実施要領)

第9条 指導員検定会は、スキーの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第10条 指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上

(2) 受検する年度の3年度前までに、スキー準指導員を取得し、資格が有効な者又は、功労スキー準指導員

(3) 加盟団体が主催するスキー指導者養成講習カリキュラム（以下「養成講習」という。）を指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書又は所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。養成講習の内容は別に定める。

（特別推薦による受検）

第11条 以下の者は、前条第1項第2号に記載の資格を有していなくても、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、加盟団体長より特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を得て、検定を受検することができる。

(1) オリンピックに1回以上出場した者

(2) 以下の競技会において6位以内の成績を3回以上収めた者

①全日本スキー選手権大会

②全日本スキー技術選手権大会

③F I S公認大会

④国民スポーツ大会

2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。

(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に出場大会名、種目、順位を付記し、その証拠書類を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。

(2) 本連盟への提出期限は、受検する年度の10月31日（土日祝日の場合は前営業日）とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。

3 特別推薦により受検資格が認定された者は、当該年度のスキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定を受検することができる。

（合格者の手続）

第12条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより、資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

（結果報告及び発表）

第13条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

第14条 外国の国家検定教師の資格者又は日本プロスキー教師協会（S I A）のアルペンスキー・ステージⅣとして10年以上経過し、資格が有効な者は、加盟団体長より特別推薦書の本連盟に提出し、教育本部長の承認を得て手続後、スキー指導員の資格を取得することができる。

2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。

(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に、有効な既得資格のライセンス証（写）を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。

(2) 本連盟への当該年度の最終提出期限は、3月31日（土日祝日の場合は前営業日）とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。

Ⅱ スキー準指導員検定

(スキー準指導員検定)

第 15 条 スキー準指導員検定（以下「準指導員検定会」という。）について、次のとおり定める。

(実施)

第 16 条 準指導員検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。

2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。

(申請)

第 17 条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、10 月 31 日（土日祝日の場合は前営業日）までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。

(周知)

第 18 条 準指導員検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第 19 条 準指導員検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者

(2) 主任検定員は、スキー A 級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者

(3) 検定員は、次の要件を満たす 3 名以上で構成し、主管加盟団体長が委嘱した者

① スキー A 級検定員又はスキー B 級検定員資格が有効な者

② スキー A 級検定員 1 名以上、本連盟教育本部専門委員・スキー技術員 1 名以上を含める

(実施回数、会期)

第 20 条 準指導員検定会は、同一年度内において、実技テストと理論テストを 1 回ずつ実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増すことができる。

2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1 回限りとする。

3 会期は、2 日間を原則とし、諸事情により変更することができる。

(検定基準・実施要領)

第 21 条 準指導員検定会は、スキーの実技テスト及び理論テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第 22 条 準指導員検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 受検する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳以上

(2) 受検する年度の前年度までに、スキー級別テスト 1 級（スキープライズテストを含む。）に合格した者

(3) 加盟団体が主催する養成講習を準指導員検定会までに修了し、養成講習修了報告書によって証明された者

2 前項第3号の養成講習については、基礎理論 15 時間、指導実習 6 時間とし、修了した養成講習の有効期間は翌年度までとする。実技実習は 22 時間とし、有効期間は受講年度のみとする。

3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。

(受検手続)

第 23 条 準指導員検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。

(合格者の手続)

第 24 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

第 25 条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。

2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。

(特別推薦による合格)

第 26 条 日本プロスキー教師協会(S I A)のアルペンスキー・ステージⅢとして5年以上経過した者は、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部長の承認を得て手続後、スキー準指導員の資格を取得することができる。

2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。

(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に有効な既得資格のライセンス証(写)を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。

(2) 本連盟への当該年度の最終提出期限は、3月31日(土日祝日の場合は前営業日)とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。

Ⅲ インターナショナルスキーインストラクター検定

(インターナショナルスキーインストラクター検定)

第 27 条 インターナショナルスキーインストラクター検定(以下「インストラクター検定会」という。)について、次のとおり定める。

(実施)

第 28 条 インストラクター検定会は、本連盟が主催し、加盟団体の主管で行う。

2 加盟団体が単独で開催できない場合は、他の加盟団体と合同で開催することができる。

(申請)

第 29 条 インストラクター検定会を主管する加盟団体は、10月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに開催日程、会場、責任者及び主任検定員を本連盟に提出し、承認を受けなければならない。また、開催日程、会場、責任者、主任検定員の変更、事業の中止等が生じた場合は、速やかに変更届、中止届を本連盟に提出しなければならない。

(周知)

第 30 条 インストラクター検定会を主管する加盟団体は、開催要項を主管加盟団体のホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第 31 条 インストラクター検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

- (1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、主管加盟団体長・副会長・教育本部理事、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- (2) 主任検定員は、スキー A 級検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・スキー技術員の中から選任し、主管加盟団体長が委嘱した者
- (3) 検定員は、次の要件を満たす 2 名以上で構成し、主管加盟団体長が委嘱した者

① スキー A 級検定員又はスキー B 級検定員資格が有効な者

② スキー A 級検定員 1 名以上、本連盟教育本部専門委員・スキー技術員 1 名以上を含める

(実施回数、会期)

第 32 条 インストラクター検定会は、同一年度内において、実技テストを 1 回実施することを原則とし、受検者数の多いときは回数を増すことができる。

2 同一年度内の受検は、各加盟団体での合同開催又は他の加盟団体へ委託の場合も含めて、1 回限りとする。

3 会期は、1 日間を原則とし、諸事情により変更することができる。

(検定基準・実施要領)

第 33 条 インストラクター検定会は、スキーの実技テストを実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第 34 条 インストラクター検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 受検する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳以上

(2) 受検する年度の養成講習会申込日までに、スキー級別テスト 2 級以上（加盟団体主催のスキー認定指導員を含む。）に合格し、合格証により証明できる者

(3) 加盟団体が主催するインストラクター養成講習をインストラクター検定会までに修了し、インストラクター養成講習修了報告書によって証明された者

2 前項第 3 号の養成講習については、基礎理論 6 時間、実技実習 6 時間、指導実習 6 時間とし、修了した養成講習の有効期間は受講年度のみとする。

3 前項に定める養成講習の内容は、別に定める。

(受検手続)

第 35 条 インストラクター検定会を他の加盟団体に委託する加盟団体は、事前に委託先の加盟団体に、所属会員の受検の受け入れを依頼し、承諾を得る。

(合格者の手続)

第 36 条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果の報告)

第 37 条 主任検定員は、検定会実施の結果を、検定責任者を経て、主管加盟団体長に報告する。

2 主管加盟団体の報告責任者は、事業終了後 3 週間以内に、本連盟会員登録システムで、出席・合否登録を行う。

(規程の改廃)

第 38 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年 8月	改正
昭和59年 5月	改正
昭和61年 5月	改正
昭和62年 9月	改正
平成元年 6月	改正
平成 2年 1月	改正
平成 4年10月	改正
平成 5年 6月 26日	改正
平成 6年10月 3日	改正
平成 7年10月13日	改正
平成10年10月 5日	改正
平成11年10月18日	改正
平成12年 9月 20日	改正
平成12年10月 26日	改正
平成13年 9月 28日	改正
平成14年11月 5日	改正
平成15年 6月 27日	改正
平成16年 6月 25日	改正
平成18年 6月 15日	改正
平成18年11月 1日	改正
平成21年 9月 18日	改正
平成22年 8月 31日	改正
平成23年 9月 20日	改正
平成25年 8月 9日	改正
平成26年 7月 15日	改正
平成29年 7月 15日	改正
令和 2年11月 6日	改正
令和 5年 7月 5日	改正
令和 5年 9月 29日	改正
令和 6年 4月 12日	改正
令和 7年 5月 29日	改正
令和 8年 6月 25日	改正、令和 8 年 8 月 1 日施行